

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人魚沼交流ネットワーク
- 3 代表者の氏名
松田 光正
- 4 主たる事務所の所在地
魚沼市本町1丁目2番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は魚沼を愛する人々が、地域間交流等の未来の可能性を広げる事業を推進・支援し、誇りのもてる地域の創造に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 経済活動の活性化を図る活動
 - (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (6) 情報化社会の発展を図る活動
 - (7) 子どもの健全育成を図る活動
 - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (9) 社会教育の推進を図る活動
 - (10) 科学技術の振興を図る活動
 - (11) 国際協力の活動
 - (12) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 <u>理事全員はこの法人を代表する。また理事長はこの法人の業務を総理する。</u> 2～4 (略)	(職務) 第15条 <u>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> 2～4 (略)